

仕様書

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業

電気柵の調達・納品業務

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730
球磨村有害鳥獣被害対策協議会
(球磨村役場産業振興課内)

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業に係る電気柵の調達・納品業務についての説明書です。下記事項をご確認のうえ見積してください。

なお、このほかの事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、球磨村財務規則等の規定を準用します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業
電気柵の調達・納入業務
- (2) 業務の概要 有害鳥獣侵入被害防止にかかる電気柵を設置するために必要な
資材及びゲートの調達・納品業務
- (3) 物品名
- 電気柵5段
- ①柵線 直径が2.5mm以上で化学繊維と金属線（ステンレス線4本以上、錫メッキ銅線2本以上）を寄り合わせたもの
延長×5段
- ②ゲート 支柱及び固定具に適合する出入口用のゲートセット
（ハンドル部、スプリング部、引っ掛け部）
W=1.0m～4.0m
- ③支柱 FRP樹脂製 支柱間隔2m
（5段）長さ1,800mm以上、直径20mm以上
※電線取付高さ目印（10cm間隔）付き（印字に限る）
- ④本体 ソーラー式 最大出力9,000V以上 出力周期常時1.2秒以内
有効柵線距離3,000m以上（1段時） 注意表示板2枚
付属品（アース棒、バッテリー、出力コード、バッテリーコード、
保証書、取扱説明書）
※バッテリーは本体内蔵式（密閉型ディープサイクル式）に限る
※本体に「令和4年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業」と記入し、
納品すること（シール等）
- ⑤本体取付器 本体設置に必要な支柱及び固定具
- ⑥柵線固定具 ガイシ又はフック 支柱に対応するもの（ステンレス製）
- ⑦検電器 電圧段階表示
- ⑧その他 柵線巻取機、埋設線、打ち込み器

- 数量は別紙資材数量内訳書のとおり
※各地区毎に金額の算出を行うこと

(4) その他 シカ・イノシシの侵入防止に対応すること。
規格は同等以上可。
設置地区において、上記材料以外に必要となるもの及び本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ決定する。

(5) 納品場所 球磨村有害鳥獣被害対策協議会が指定する場所

(6) 業務完了期限 令和6年2月16日(金)

2 入札の方法 一般競争入札

3 入札に参加する者に必要な資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に事業所を有しているものであること
- (2) メーカーが日本電気さく協議会会員であること
- (3) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない
 - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
 - イ 地方自治法施行令167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行なう者
 - エ 経営状態が著しく不健全である者
 - オ 農林水産省の機関から指名停止の措置を受けていない者

4 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑については、ファックスでお願いします。

- (1) 質問期間
令和6年1月10日(火)から令和6年1月15日(月)まで
- (2) 質問先
球磨村役場産業振興課(球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局)
FAX 0966-32-1115

5 入札書の提出等

- (1) 提出日 令和6年1月17日(水) 17:00まで
- (2) 提出先 球磨村役場産業振興課

(球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局)

- (3) その他
- ・設置方法などの説明会を行なうこと
 - ・全ての資材は同一メーカー製に限ること
 - ・通常使用して耐用年数が8年以上であること(バッテリー、アース等の消耗品は除く)
 - ・国等の検査等に協力すること。
 - ・入札書には、別途内訳書(任意様式)を添付すること。
 - ・資材のカタログ等、仕様の詳細が分かる資料を添付すること(耐用年数を記載)
 - ・別記様式第6号「契約に係る指名停止に関する申立書」並びに本事業における過去3年間の施工実績を提出してください。

6 開札

- (1) 開札は入札後に行ない、結果は文書にて通知します。

7 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知書を受けた日から5日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に契約を締結してください。契約が締結されていない場合は、その落札は失効するものとします。

(2) 代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(3) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とします。

8 支払方法

精算払は、県より交付金交付後1ヵ月以内に支払いを予定しています。

9 設置等の現地指導

農家より設置方法の現地指導を求められた時やアフターサービス等について、誠意を持って対応してください。

10 その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議します。

11 問合せ先

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730
球磨村役場産業振興課内
球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局
電話 0966-32-1115
FAX 0966-32-1100